

第2 監査対象の概要

札幌市立大学は、その運営方式は地方独立行政法人制度を採用している。そこで、地方独立行政法人制度の趣旨及び運営方法並びに法人の実績評価方法について外部監査上、重要な点を中心に説明する。また、全国における大学の運営形態の状況を確認しながら、札幌市立大学の概要について説明する。

2.1 地方独立行政法人制度

I 趣 旨

この制度創設の趣旨は、試験研究機関、公立大学、公立病院等の地方公営企業や特別養護老人ホーム運営など地方公共団体が直接行っている事務・事業のうち一定のものについて、地方公共団体（設立団体）とは別の法人格を持つ法人を設立し、この法人にその事務・事業を行わせることにより、より効果的・効率的な行政サービスの提供を目指すことであるとされている。これについて地方独立行政法人法第二条一項で次のように規定されている。

地方独立行政法人法（以下、地独法法という） 第二条

この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、地方公共団体が自ら主体となつて直接に実施する必要がないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行われることを目的として、この法律に定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。

また、第三条では、その運営について適正かつ効率的で透明性が高く主体性を持って行うべき旨規定されている。さらに三項において、運営主体性を新たに設立された法人に極力委ねることを求めていると考えられる。

地独法法 第三条

地方独立行政法人は、その行う事務及び事業が住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることをかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するように努めなければならない。

- 2 地方独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を住民に明らかにするように努めなければならない。
- 3 この法律の運用に当たっては、地方独立行政法人の業務運営の自主性は、十分配慮しなければならない。

地方独立行政法人が運営できる業務については第二十一条に限定列挙されているが、このなかに公立大学法人運営が含まれている。また、公立大学法人については第七十条において他業の禁止規定がある。

II 財政的基礎

法人を設立し、事務・事業の運営を開始するためには、その元手となる財務的基盤が必要となる。その基盤となる資本金の出資については、その設立団体である地方公共団体が出資者となる旨、第六条に規定されている。

地独法法 第六条

地方独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財務的基礎を有しなければならない。

- 2 地方公共団体でなければ、地方独立行政法人に出資することはできない。
- 3 設立団体（地方独立行政法人を設立する一または二以上の地方公共団体をいう。以下同じ）は、地方独立行政法人の資本金の二分の一以上に相当する資金その他の財産を出資しなければならない。
- 4 地方独立行政法人に出資される財産のうち金銭以外のものの価額は、出資の日現在における時価を基準として出資する地方公共団体が評価した価額となる。
- 5 略

Ⅲ 運営交付金について

地方独立行政法人の運営方法については、独立採算制が採られるものと独立採算制を前提としないものがある。地方独立行政法人である公立大学法人の場合は、独立採算制を前提としていない。業務を行うにあたって財源が必要となる場合には、第四十二条において地方公共団体から運営交付金が交付できることになっている。

地独法法 第四十二条

設立団体は、地方独立行政法人に対し、その業務の財源を充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

この運営交付金は、使途の内訳を特定せず、いわば「渡し切りの交付金」として運用することになる。また、この交付金は、地方独立行政法人である公立大学法人の運営上の判断により、法人が予算上見込んでいた使途とは別の使途に充てることもでき、流用のための特別な手続きをとることが必要ではない。これは、公立大学法人から見るとかなり有利な規定である。通常、地方公共団体では、予算制度のなかで歳出については、その使用使途が決められており、その流用も必要最小限度に限られている。その点、地方独立行政法人である公立大学法人に対する運営交付金は、その使途について自由度が高い交付金ということが言える。ただし、その自由度が高いだけに公立大学法人においては、その交付金の使用目的及び使途についての説明責任を果たすことが必要である。また、その交付金が適正・有効に使われたかどうかのチェックを行う地方公共団体は、そのチェック機能の有効性や透明性が求められる。

Ⅳ 運営方法

地方独立行政法人の運営方法についても法律によって規定されている。

具体的には、一定の期間において達成すべき目標（中期目標）を設定し、その目標を達成のために一定の期間内でやるべき計画（中期計画）を策定し、その計画について、評価を行う評価委員会を設置し、一年度ごとにその達成度合いを評価し、その計画期間を終了した段階で総合評価を行い、その地方独立行政法人の事業を継続すべきかどうか決定することになる。業務の評価については第二十八条で規定され、中期目標において設定すべき内容が第二十五条に規定されている。なお、札幌市立大学について中期目標は設立団体で

ある札幌市において立案し、その中期目標をもとに指示を出し、札幌市立大学が中期計画を策定することになっている。

地独法法 第二十八条

地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

地独法法 第二十五条

設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
 - 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

- 3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

上記の規定は原則であり、公立大学法人については、大学の教育研究の自主性・自律性を尊重する観点から期間や目標設定等についての特例が、第七十八条に規定されており、業務の評価にあたっては特別の配慮が求められている。

地独法法 第七十八条

公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあり、及び第二項第一号中「前項の期間の範囲内」とあるのは、「六年間」とする。

- 2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第二十五条第二項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。
- 3 設立団体の長は公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。
- 4 公立大学法人に関する第二十六条第四項の規定の適用については、同項中「事項」とあるのは「事項及び第七十八条第二項に定める事項」とする。

さらに、第六十九条において、運営についての配慮規定がある。

地独法法 第六十九条

設立団体は公立大学法人に係るこの法律の規定に基づく事務を行うに当たっては、公立大学法人が設置する大学における教育研究の特性に常に配慮しなければならない。

中期計画の内容は、地方独立行政法人の自主性・自律性の発揮を期待する一方で、公共性の高い事業を確実に実施する必要が求められていると同時に、効率的でクオリティの高いサービスの提供を目指すためのものでなければならないとされている（第二十六条）。

地独法法 第二十六条

地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団

体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し設立団体の長の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

三 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

四 短期借入金の限度額

五 重要な財産を譲与し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六 剰余金の使途

七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適當となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

また、中期計画で決定された項目は、地道な毎年度の具体的な活動によって達成されるのであり、そのためには単年度ごとに年度計画を策定する必要がある。そのための規定が第二十七条である。

地独法法 第二十七条

地方独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更前のもの。以下「認可中期計画」という。）に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 地方独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開

始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

中期計画で設定されたものが、年度計画に落とし込まれ、毎年度の具体的活動目標となる。最終的には具体的に行った運営の結果は、財務数値として現れなければならない。その判定のため毎年度、設立団体は地方独立行政法人に対し、監事の監査を受けた信憑性の高い財務諸表の提出を求めている（第三十四条）。

地独法 第三十四条

地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。第四項及び第九十九条第八号において同じ。）を付けなければならない。
- 3 設立団体の長は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 地方独立行政法人は、第一項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備え置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧の供しなければならない。

地方独立行政法人は、地方独立行政法人会計基準（以下、地独会計基準という）が採用され、その会計基準は、複式簿記及び発生主義に基づく利益計算を行うものであり、いわゆる官庁会計の収支計算とは大きく異なる。その概要のポイントとしては次のとおりである。

①効率的、効果的な業務の実施を資するため、企業会計原則を採用

複式簿記の導入。企業会計並みの財務諸表を作成させることで、資産・負債の財政状態や費用や収益の状況把握を可能とした。また、住民等が負担するコスト（税財源で賄うこ

ととなる法人運営コスト)情報の提供するものとした。

②地方独立行政法人の特性の考慮

原則として独立採算を前提としない地方独立行政法人の特徴を勘案し、運営費交付金や補助金等の特有の会計処理に対応したものである。

③最新の企業会計の基準に対応

キャッシュ・フロー計算書や減損会計など、企業会計に導入されている基準も導入した。

④一定の会計基準を追加

主たる業務内容が教育・研究である特性を踏まえて、授業料の負債計上や収益化の基準について、一定の配慮を行った。

また、地方独立行政法人が作成する財務諸表は次のとおりである。

貸借対照表

損益計算書

キャッシュ・フロー計算書

行政サービス実施コスト計算書

利益の処分及び損失の処理に関する書類

附属明細書

V 運営の責任者

地方独立行政法人である公立大学法人においては、第七十一条の規定において経営者である理事長と教学の長である学長が一体であることを原則としているが、理事長と学長を分離して設置することも可能となっている。この点は、よく比較対象とされる国立大学法人とは異なっている。国立大学法人においては、学長の設置のみされている。公立大学法人札幌市立大学は、一法人一大学であり、理事長・学長一体型を採用している。

地独法 第七十一条

公立大学法人の理事長は、当該公立大学法人が設置する大学の学長となるものとする。ただし、定款で定めるところにより、当該公立大学法人が設置する大学の全部又は一部について、学長を理事長と別に任命するものとするができる。

- 2 前項の規定により大学の学長となる公立大学法人の理事長（以下この章において「学長となる理事長」という。）の任命は、第十四条一項の規定にかかわらず、当該公立大学法人の申出に基づいて、設立団体の長が行う。
- 3 前項の申出は、学長となる理事長が学長となる大学に係る選考機関（学長となる理事長又は第五項に規定する学長を別に任命する大学の学長をこの項又は第五項の規定により選考するために、定款で定めるところにより公立大学法人に当該公立大学法人が設置する大学ごとに設置される機関をいう。以下この章において同じ。）の選考に基づき行う。この場合において、学長となる理事長で二以上の大学の学長となるものの任命に係るこれらの大学に係る選考機関の選考の結果が一致しない時は、前項の申出は、定款で定めるところにより、これらの選考機関の代表者で構成する会議の選考に基づき行う。
- 4 選考機関は、公立大学法人が設置する大学ごとに、第七十七条第一項に規定する経営審議機関を構成する者の中から当該経営審議機関において選出された者及び同条第三項に規定する教育研究審議機関を構成する者の中から当該教育研究審議機関において選出された者により構成するものとする。
- 5 第一項ただし書の規定により学長を理事長と別に任命するものとされた大学（以下この章において「学長を別に任命する大学」という。）の学長の任命は、当該学長を別に任命する大学に係る選考機関の選考に基づき、理事長が行う。
- 6 第三項に規定する学長となる理事長の選考及び前項に規定する学長を別に任命する大学の学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから行わなければならない。
- 7 第五項の規定により任命された学長を別に任命する大学の学長は、第十四条第三項の規定にかかわらず、当該公立大学法人の副理事長となるものとする。
- 8 公立大学法人（第一項ただし書の規定により、当該公立大学法人が設置する大学の全部について、学長と理事長を別に任命されているものに限る。）の理事長は、第十四条第一項の規定にかかわらず、第六項に規定する者のうちから、設立団体の長が任命する。

- 9 公立大学法人の副理事長（第七項の規定により副理事長となるものを除く。）及び理事は、第十四条第三項の規定にかかわらず、第六項に規定する者のうちから、理事長が任命する。この場合においては、同条第四項の規定を準用する。

VI 公立大学法人の財務的評価について

計画に基づき活動を行った結果の評価については、財務諸表をもとに設立団体である地方公共団体が事後チェック機能と考えられる大学運営の妥当性について経営努力がなされたかどうか、いわゆる経営努力認定についての判定が行われる。これは第四十条に規定されているが、具体的な経営努力認定の考え方については、地方独立行政法人会計基準のなかに規定がある。

地独法法 第四十条

地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合はこの限りではない。

- 2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

- 3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。

- 4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることできる。

- 5 設立団体の長は、第二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

6 地方独立行政法人は、第四項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。

7 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

地独会計基準に規定する経営努力が認定される場合とは、地方独立行政法人が主体性を発揮して運営した結果、その運営により生み出された収益の増加としての利益、又は効率的な運営を心がけ費用削減の結果としての利益が算出されたときを指すものである。単に業務をしなかったことにより残余して残った利益は該当しない旨が明示されており、認定されなかった利益がある場合には最終的に設立団体である地方公共団体に返還納付される。そのため、事後チェックを行う地方公共団体においてどのような条件によって経営努力認定を行うのか明確な基準が必要である。

地独会計基準 「第 72 法第 40 条第 3 項による承認の額」

〈参考〉 経営努力認定の考え方について

- 1 利益の処分に関する書類における「法第 40 条第 3 項により設立団体の長の承認を受けた額」（承認前にあつては「法第 40 条第 3 項により設立団体の長の承認を受けようとする額」）は、当該事業年度における利益のうち地方独立行政法人の経営努力により生じたとされる額である。
- 2 上記 1 の額の処分先としては、地方独立行政法人自体の動機付け確保の観点から、設立団体の長の承認を得て中期計画で定められることとなるが、地方独立行政法人の公共性等性質により、その処分内容についてはいかなるものであっても認められるというのではなく、合理的な用途でなければならない。
- 3 「法第 40 条第 3 項により設立団体の長の承認を受けた額」が、地方独立行政法人の経営努力により生じたものであることについては、地方独立行政法人が自らその根拠を示すものとする。
- 4 具体的には、以下の考え方によるものとする。
 - (1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（「第 24 行政サービス実施コスト」に定める、業務費用から控除すべき収入をいう。）から生じた利益であつて、当該利益が地方独立行政法人の経営努力によるものであるこ

と。

- (2) 費用が減少したことによって生じた利益であって、当該利益が地方独立行政法人の経営努力によるものであること(中期計画等の記載内容に照らして本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合を除く。)
- (3) その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した利益であること

さらに、中期計画期間終了時には、その事業継続必要性も含め、その地方独立行政法人を評価することが規定により求められている。具体的な各事業年度及び最終年度の経営努力認定による会計処理の概要は次のとおりである。

1 各事業年度において利益が計上された場合

損益計算書上利益が生じた場合の概要は以下のとおりである。なお、欠損金とは、前年度以前の損益の累積がマイナスであることを意味している。また、利益剰余金とは、損益の累積がプラスである状態をいう。

① 欠損金が無い場合

その期において利益が計上された場合には、当期未処分利益に加算され、経営努力認定の結果、認定された額については目的積立金となり、認定されない額については積立金となる。目的積立金は、地独法第 40 条第 3 項に定められており、設立団体の長の承認を受け(経営努力の認定)、中期計画に定める用途に従って使用可能な剰余金である。一方、積立金は地独法第 40 条第 1 項に定める積立金であり、原則として中期目標の期間の最後の事業年度終了時に設立団体に納付することとなる。

② 欠損金がある場合

その期において利益として計上された額は、欠損金の補填のために充てられ、その後、欠損金の状態が解消されれば、経営努力認定を受けることになる。

2 各事業年度において損失が計上された場合

その期に損失が計上された場合、利益剰余金で補填する必要があるが、その場合には目的積立金と積立金のいずれかを利用すべきか問題となるが、いずれを優先させるべきか、基準等で定められておらず、設立団体の長の承認に委ねられている。また、損失が利益剰余金を上回る場合には欠損金として繰り越される。

3 中期計画最終事業年度の処理

公立大学法人においては、中期目標期間は6年間と定められており、それまでの間は一定のルールに基づき剰余金を法人内で繰り越すことが可能となっている。一方で目標期間終了年度は、運営、評価が完結するため、運営交付金等も期間終了により精算することになっている。したがって期間最終年度において発生した利益は、いわゆる目的積立金の計上は行わない。最終年度において計上済みの目的積立金及び前中期目標期間繰越積立金は、最終年度における利益処分において全額積立金に振り替え、原則として設立団体である地方公共団体に納付されるが、例外として設立団体の承認により翌中期目標期間に繰越することができる。

以上のように、地方独立行政法人である公立大学法人は、その運営について自由裁量の権限が認められている一方で、その運営についての説明責任が強く求められている。また、設立団体である地方公共団体は、その大学の運営について一定の配慮をしながら、事前関与型ではなく、事後チェック型の関与を行うことが求められると考えられる。札幌市においては、地方独立行政法人制度による運営は、唯一公立大学法人札幌市立大学だけである。この制度は市民に提供する行政サービスを民間的な手法で運営可能する点では画期的なものはあるが、その運営には経営リスクを伴うものであり、事後チェックを行う側にも高い経営リスク感応度が必要である。

2.2 大学を取り巻く外部環境について

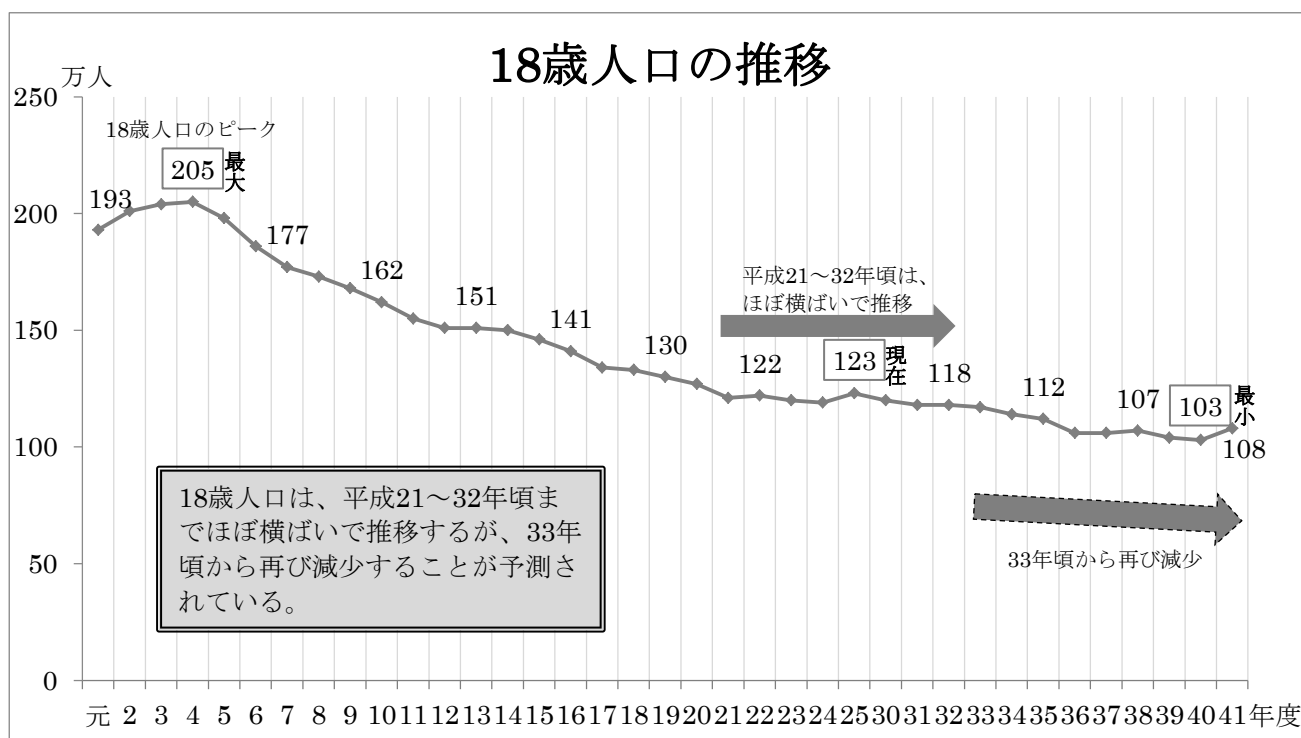
大学を取り巻く環境については、人口の少子化や運営交付金を支出する地方公共団体の財政問題など厳しさを増している。今後検討すべき点含めここで考察する。

I 18歳人口の推移

文部科学省の統計では、平成4年に全国で205万人とピークを迎えた18歳人口がその後減少し、札幌市立大学は開学した平成18年には全国で130万人までの状況となっている。更にその後の推移を見ると、減少幅は緩やかなものとなっていくが、減少はほぼ止まらず平成40年には100万人まで落ち込むとしている。この統計は全国規模でのものであるが、北海道においても18歳人口の減少は進んでおり、今後、大学間での競争激化や総合化が進むと予想されている。

【2-2-I-図表1 18歳人口の推移】

(単位：万人)



(文部科学省HPより包括外部監査人一部加筆)

II 学部の設置状況の特徴として

最近の大学における学部設置状況の特徴として、多くの大学で看護学科の増設が進んでいる。民間の教育情報機関の調べでは昭和50年にはわずか10大学、入学定員340人に過

ぎなかった看護学科は、この 20 数年間で大学数では 20 倍にまでとなったされる。

看護学科の定員数の推移が次のとおりである。

●看護学科 大学数・入学定員の推移

年度	大学数（大学）	入学定員（人）
昭和 50 年度	10	340
平成 5 年度	21	1,198
平成 10 年度	63	4,253
平成 15 年度	104	7,680
平成 20 年度	167	13,108
平成 25 年度	211	17,879
平成 26 年度	228	19,684

（2014 旺文社 教育情報センター調べ）

また、都道府県別の看護学科の設置状況では、北海道が平成 26 年度で、13 大学定員 997 人となっており、全国第 3 番目の多さである。

【2-2-II-図表2 都道府県別 看護学科 設置状況平成26年】

	学部 所在地	大学数	26年度 入学定員		学部 所在地	大学数	26年度 入学定員
1	東京	23大学	2,181	25	徳島	3大学	240
2	大阪	13大学	1,110	26	石川	3大学	230
3	北海道	13大学	997	27	秋田	3大学	220
4	福岡	12大学	1,059	28	沖縄	3大学	220
5	兵庫	12大学	1,050	29	山口	3大学	215
6	千葉	11大学	1,065	30	滋賀	3大学	210
7	埼玉	10大学	970	31	長崎	3大学	200
8	愛知	9大学	852	32	福井	3大学	160
9	神奈川	9大学	770	33	山梨	2大学	160
10	広島	8大学	785	34	宮崎	2大学	140
11	群馬	7大学	580	35	島根	2大学	140
12	京都	7大学	550	36	高知	2大学	140
13	岐阜	6大学	480	37	大分	2大学	140
14	岡山	6大学	420	38	愛媛	2大学	135
15	静岡	5大学	525	39	香川	2大学	130
16	青森	5大学	380	40	鹿児島	2大学	125
17	栃木	4大学	375	41	山形	2大学	113
18	三重	4大学	360	42	岩手	1大学	90
19	新潟	4大学	338	43	福島	1大学	84
20	奈良	4大学	325	44	富山	1大学	80
21	宮城	4大学	310	45	和歌山	1大学	80
22	茨城	4大学	280	46	鳥取	1大学	80
23	熊本	3大学	270	47	佐賀	1大学	60
24	長野	3大学	240		合計	234大学	19,664

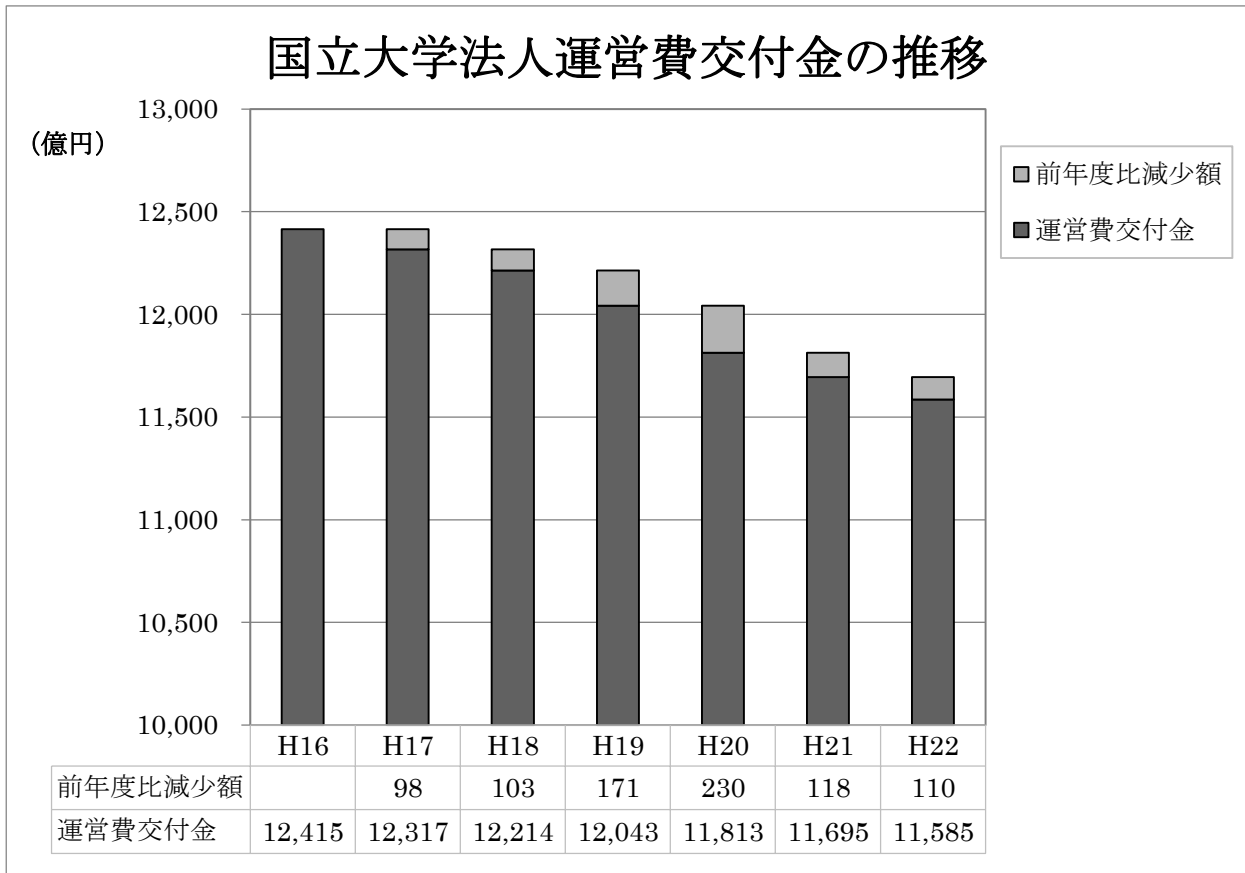
※1 大学で複数学科を持つ場合はそれぞれ別に集計。

(2014 旺文社 教育情報センター調べ)

Ⅲ 国公立大学に対する補助金の交付状況

札幌市立大学の運営方法は、国立大学を参照としているとされる。具体的には経営努力認定の基準や、理事長及び学長一体による意思決定の方法などである。但し、運営交付金の算定方法は、大きく異なっている。国立大学においては、運営交付金の算出においては、毎年度、効率化係数等をもとに減額されることが前提とされており、実際、国立大学全体の運営交付金は下記のように減少している。

【2-2-III-図表1 国立大学法人運営交付金の推移】



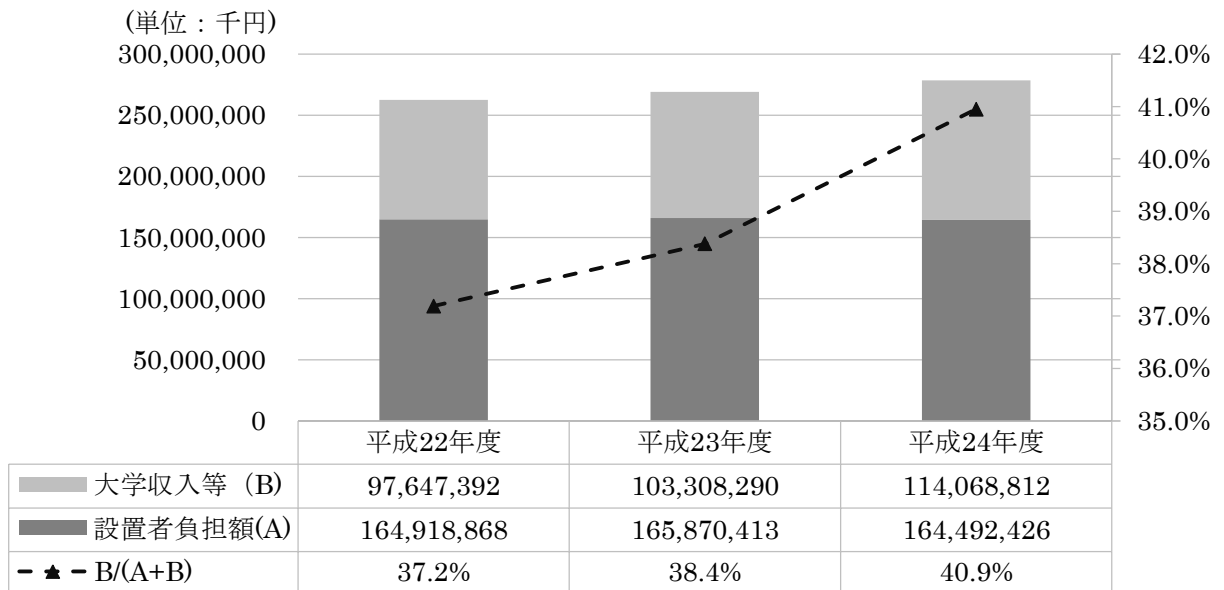
(文部科学省 HP より包括外部監査人加筆)

効率化係数の考え方としては、国立大学法人については、大学に対し経営改善努力を織り込んだ指数を設けることには反対する意見も出されたが、国民に対し目に見える形で経営改善努力を行うことを求め、その結果、一定の係数を交付金算出上に考慮することになっている。

また、公立大学全体の状況については、平成 24 年度でみると運営交付金を含めた地方公共団体の負担額である設置者負担額はほぼ横ばいであるが、それぞれの大学の自己収入とされる大学収入は全国的に毎年増加傾向にある。これは大学運営について自主的収入の獲得において努力した結果であると考えられる。

【2-2-III-図表2 経常予算額に占める大学収入等の割合3年比較】

経常費予算額に占める大学収入等の割合(3年比較)



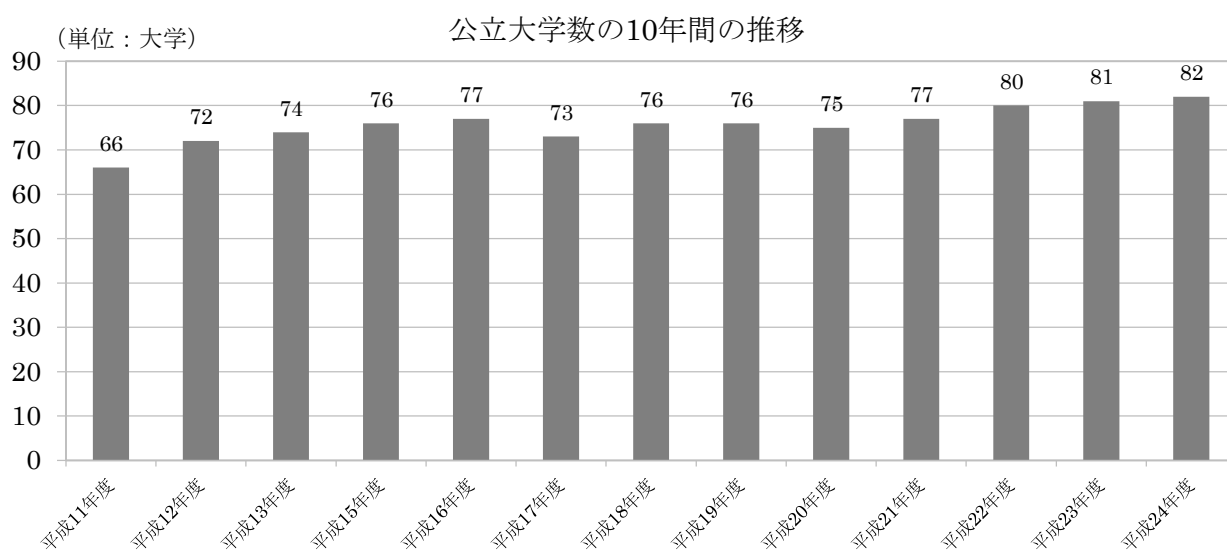
(公立大学ファストブック 2012 暫定版)

IV 公立大学の設置状況について

全国的な公立大学の状況は次のとおりとなっている。

データとして比較できる平成24年度時点は、公立4年制大学及び大学院大学（以下「公立大学」という。）の数は82である。

【2-2-IV-図表1 公立大学数の10年間の推移】



(公立大学ファストブック 2012 暫定版)

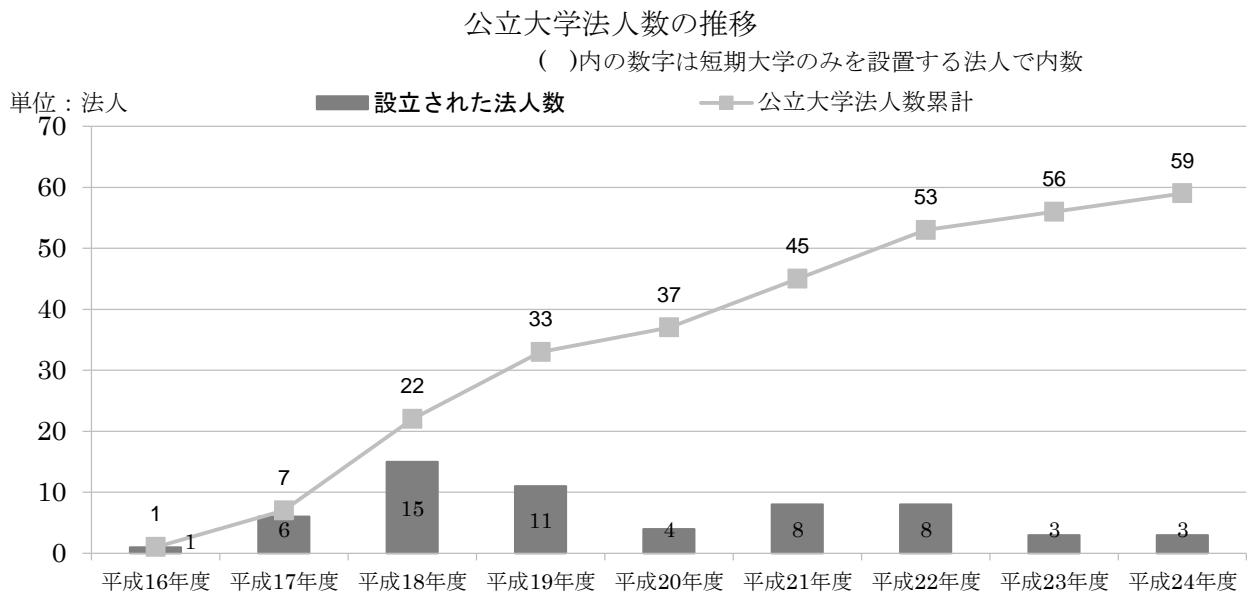
平成 16 年 4 月の地方独立行政法人法の施行により、公立大学法人制度がスタートするとともに、公立大学法人第 1 号として公立大学法人国際教養大学が設立され開学した。

翌平成 17 年より、既存の公立大学の法人化が始まり、平成 24 年度までに、公立大学法人は 59 法人となった。このうち 2 法人は短期大学のみを設置する法人である。

行革推進法（簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律）が平成 18 年に施行された後は、公立大学法人への移行が一層推進される状況となっている。

いわゆる公設民営方式で設立された私立大学が、公立大学法人へ設置者変更を行うケースもみられる。（平成 21 年度の高知工科大学、平成 22 年度の静岡文化芸術大学、名桜大学、平成 24 年度の鳥取環境大学）

【2-2-IV-図表2 公立大学法人数の推移】

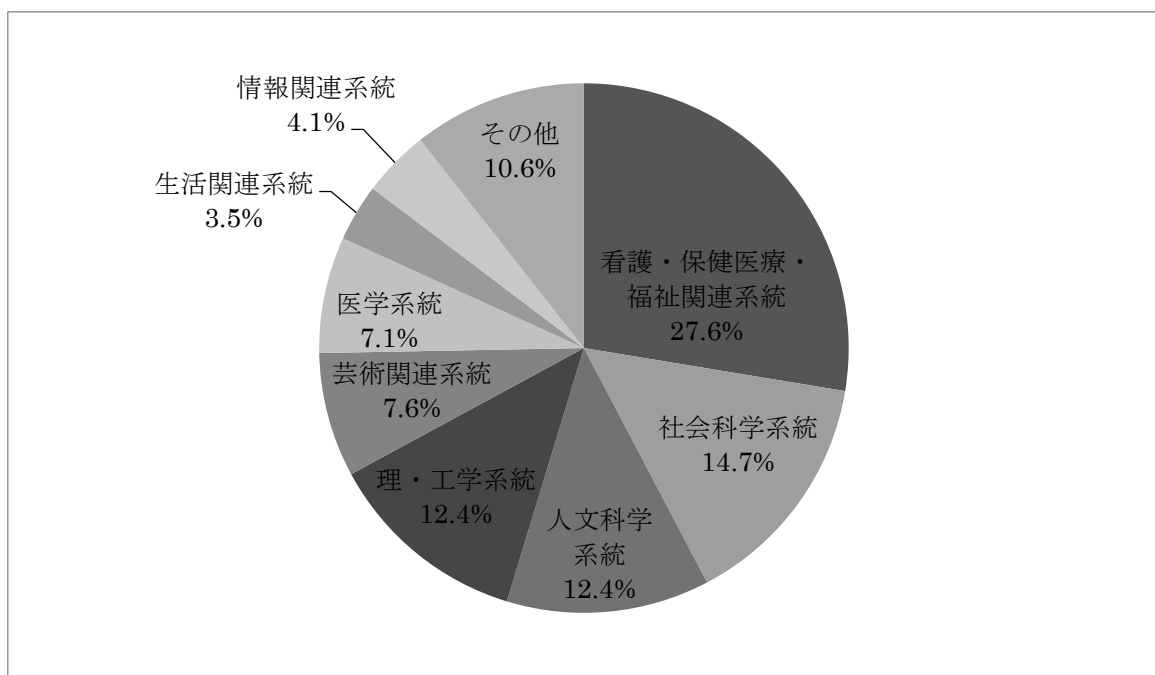


(公立大学ファストブック 2012 暫定版)

学部の分類別の設置傾向をみると、最も多いのは看護・保健医療・福祉関連系統の学部で全 170 学部中 1/4 を超える 47 学部が 42 大学に設置されている。

また、学部の名称ごとの設置割合を見ると看護学部が全体の 28.8%にあたる 23 大学に設置されている。これは、平成 4 年の看護師等人材確保法の制定によって設置が促進されたことにより、平成 4 年以降に公立大学数が大きく増加したことを反映している。

【2-2-IV-図表3 学部別円グラフ】



系統	学部数	
看護・保健医療・福祉関連系統	47	27.6%
社会科学系統	25	14.7%
人文科学系統	21	12.4%
理・工学系統	21	12.4%
芸術関連系統	13	7.6%
医学系統	12	7.1%
生活関連系統	6	3.5%
情報関連系統	7	4.1%
その他（横断的・総合的）	18	10.6%

（公立大学ファストブック 2012 暫定版）

V 公立大学法人の経営組織

公立学校法人では、公立大学法人の理事長が当該公立大学法人の設置する大学の学長になることになっている。ただし、定款で定めるところにより、当該公立大学法人が設置する大学の全部または一部について、学長を理事長と別に任命することも可能である。このため、公立大学法人にあつては、理事長と学長を一体化させる「理事長・学長一体型」の場合とそれぞれ別に設置する「理事長・学長分離型」のいずれかを採用することになる。この分離型は多くの私立大学が採用している経営形態にかなり近いものである。また、公立大学法人では、下記のとおり18法人で採用されており、そのなかには、理事長が民間人の場合もある。なお、「理事長・学長分離型」では、学長が理事長から任命されることなく、当該公立大学法人の副理事長になることになっている。よって、分離型であっても、経営にまったく関与しない訳ではなく、一定の関与が可能である。この分離型の最大の特徴は、理事長は経営に専念し、学長は教学に専念できることである。それぞれメリットとデメリットがあるが主なものは下記のとおりである。

理事長・学長一体型の特色

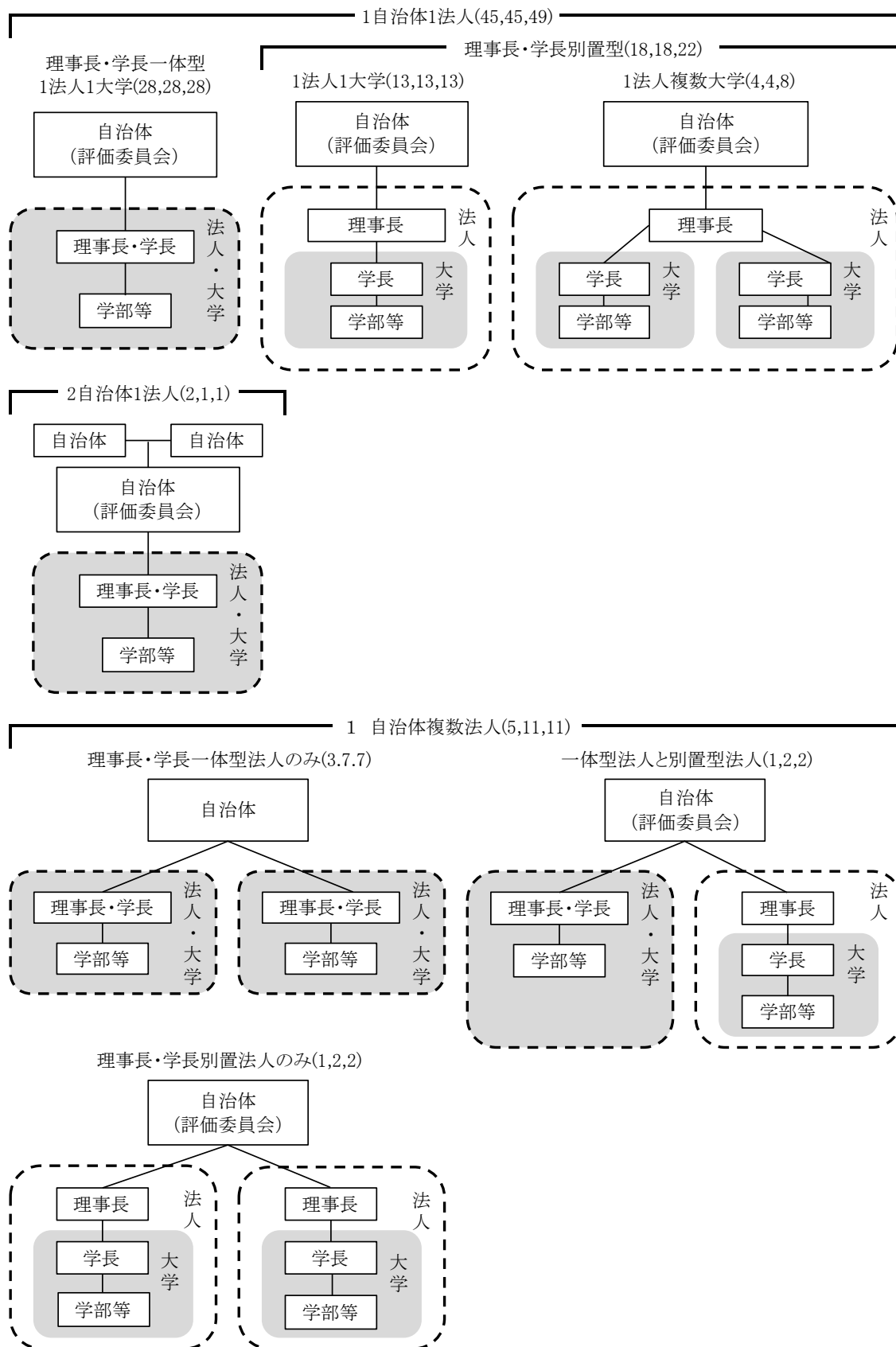
採用した場合の特色	一般的な留意事項
<p>a リーダーシップが発揮しやすい。</p> <p>b 法人の運営と教育の一体化で意思決定が極めて迅速となる。</p> <p>c 学長・理事長が同一なので役員報酬等の負担が少なく済む。</p>	<p>a 運営と教育研究の両方に関与し負担が大きい。</p> <p>b 迅速な対応ができない場合には、意思決定が遅くなる可能性がある。</p> <p>c ワンマン化する可能性が生ずること。</p> <p>d 学長と理事長が一体のため、交代により経営方針の安定性が損なわれる可能性が生ずること。</p>

理事長・学長分離型の特色

採用した場合の特色	一般的な留意事項
<p>a 過度な業務負担の集中を回避。</p> <p>b 理事長は運営に、学長は教育・研究等にそれぞれ専念が可能。</p> <p>c 理事長と学長の分離により、理事長が交代した場合及び学長のいずれが交代しても、大学運営上の安定性を確保できる。</p>	<p>a 大学の業務運営部門と教育研究部門との調整が必要。</p> <p>b 理事長と学長の両方に役員報酬が発生し、理事長・学長一体型と比較してコスト負担が増加する可能性があること。</p>

全国公立大学における平成24年度の大学運営形態を整理すると次のとおりとなる。

【2-2-V-図表1 公立大学の運営形態】



※ () 内の数字は (自治体数, 法人数, 大学数)
 ※短期大学のみを設置する法人は法人数に含めない
 (公立学校法人協会HPより)

2.3 公立大学法人札幌市立大学の概要

I 札幌市立大学設置の経緯

札幌市立大学は、高い資質と能力を持った職業人の育成と高等教育機関の設置を目指し、従前から運営していた札幌市立高等看護学院と札幌市立高等専門学校を統合し、平成18年4月に開学した。デザイン学部は、公共事業の削減が進む中、IT産業に代表される札幌の産業特性に対応したデザイン分野、積雪寒冷という札幌の気候風土に着目したデザイン分野など、地域社会に密着した産業の振興への取り組みがより重要であり、こうした取組に対応できる幅広いデザイン能力を持った職業人を育成することを目的としている。看護学部は、今後、看護職の不足が続くと予測されているにもかかわらず、看護職養成機関の廃止や、定員の削減に伴う新卒看護職の減少が懸念されており、そうした中、在宅医療を支える訪問看護等の需要増加、患者の生活の質向上を目指したケアなど広範で高度な看護能力を有する看護職の育成を目的としている。

平成3年に開校した札幌市立高等専門学校は中学卒業時から5年間の早期一貫教育を行うデザイン系高等教育機関として、実践的職業人を数多く輩出してきたほか、企業や行政からの受託研究などを通じて、産業の振興や市民生活の向上に貢献してきた。

また、昭和40年に開校した札幌市立高等看護学院は、高校卒業後の3年過程の専修学校として、市立札幌病院を始めとする札幌市内医療機関に看護職を多数輩出し、市民の健康支援に貢献してきた。

このような状況の中で、先の地域課題への対応や社会的要請にこたえるために、札幌市立高等専門学校と札幌市立高等看護学院の大学化の必要性と方向性について幅広い議論を行うべく、平成13年11月、「市立高等専門学校・高等看護学院の大学化検討懇話会」を設置した。

大学化検討懇話会は、市民論議の中心的役割を担う立場から、インターネットを始め、さまざまな形で寄せられる市民の意見に耳を傾け、審議経過を逐次公開しながら検討を進め、平成14年12月、約1年間にわたる市民論議の集大成として、「札幌市立高等専門学校と札幌市立高等看護学院が社会構造の変化に的確に対応し、かつ、地域社会の要請にこたえていくためには、4年生大学化によるレベルアップをできるだけ早期に図る必要がある。」とした「市立高等専門学校・高等看護学院の大学化に関する提言」をまとめた。

こうした市民論議の経過を踏まえて、札幌市では、平成15年9月に「(仮称)札幌市立大学基本構想」を策定し、平成18年春の札幌市立大学の開学を目指すこととした。

そして、この基本構想に盛り込まれた方向性を具体化するために、平成 15 年 11 月に大学教育の専門家を中心とする「(仮称) 札幌市立大学設置準備委員会」を設置して調査・審議を進め、学部・学科や教育課程、学生の受け入れ、校地・校舎のあり方といった事項について準備委員会における検討内容を踏まえて、平成 16 年 7 月に「(仮称) 札幌市立大学基本計画」を策定し、平成 17 年 4 月に札幌市立大学の設置認可申請を行った。同年 12 月に大学の設置が認可され、「人間重視を根幹とした人材の育成」と「地域社会への積極的な貢献を」を理念とした札幌市立大学を平成 18 年 4 月に開学した。

また、デザインと看護の学部での教育を基盤として、より高度な専門的知識を有する高度専門職業人及び研究者・教育者の育成を目的として大学院修士課程を設置することとした。

大学院修士課程は大学院基本計画に基づき 1 期生の卒業時期に合わせた開設が計画され、平成 21 年 5 月に「札幌市立大学大学院設置認可申請書」を文部科学省に提出、10 月に大学院の設置が認可され、平成 22 年 4 月に札幌市立大学大学院を開設した。

大学院の開設と合わせて、より高度な能力を持った助産師の養成が必要とする社会的要請を受け、大学に助産学専攻科を設置して助産師の養成を行うこととした。

その後平成 23 年 5 月に「大学院（博士後期課程）設置認可申請書」を文部科学省に提出、10 月に大学院（博士後期課程）の設置が認可され、平成 24 年 4 月に札幌市立大学大学院（博士後期課程）を開設した。

沿革

昭和 40 年 4 月	札幌市立高等看護学院 開校
平成 3 年 4 月	札幌市立高等専門学校 開校
平成 8 年 4 月	札幌市立高等専門学校専攻科 開設、札幌市立高等専門学校附属研究所 開設
平成 13 年 11 月	「市立高等専門学校・高等看護学院の大学化検討懇話会」設置
平成 14 年 12 月	同懇話会による「市立高等専門学校・高等看護学院の大学化に関する提言」
平成 15 年 9 月	「(仮称) 札幌市立大学基本構想」策定
平成 15 年 11 月	「(仮称) 札幌市立大学設置準備委員会」設置
平成 16 年 7 月	「(仮称) 札幌市立大学基本計画」策定
平成 17 年 12 月	大学設置認可

平成 18 年 3 月	公立大学法人札幌市立大学 設立認可
平成 18 年 4 月	公立大学法人札幌市立大学 開学
平成 18 年 10 月	サテライトキャンパス 開設
平成 19 年 4 月	地域連携研究センター 開設、アドミッションセンター 開設
平成 20 年 3 月	札幌市立高等看護学院 閉校
平成 20 年 4 月	キャリア支援センター 開設
平成 20 年 8 月	認定看護管理者制度サードレベル教育課程 開設
平成 21 年 3 月	札幌市立高等専門学校本科 閉科
平成 21 年 10 月	大学院（修士課程）設置認可
平成 21 年 12 月	助産学専攻科の助産師学校指定通知
平成 22 年 4 月	大学院（修士課程）デザイン研究科・看護学研究科・助産学専攻科 開設
平成 23 年 3 月	札幌市立高等専門学校専攻科 閉校
平成 23 年 10 月	大学院（博士後期課程）設置認可
平成 24 年 4 月	大学院（博士後期課程）開設

参考 札幌市立高等専門学校の概要

1	沿革	平成 3 年 4 月	札幌市立高等専門学校開校			
		平成 8 年 4 月	札幌市立高等専門学校専攻科開設 札幌市立高等専門学校附属研究科開設			
2	所在地	札幌市南区芸術の森 1 丁目				
3	学科等	(1) 本科・専攻科				
	区分	学科等	開設年	修業年限	入学定員	収容定員
	本科	インダストリアル・デザイン学科	平成 3 年 4 月	5 年	80 人	400 人
	専攻科	インダストリアル・デザイン専攻	平成 8 年 4 月	2 年	20 人	40 人
	(2) 教育分野	本科では、4 学年から、環境・建築・工業・工芸・資格デザインの専門分野から選択した 1 分野を履修することとしている。				
	(3) 入学資格	本科：中学校を卒業した者。中学校卒業と同等以上の学力があると認められた者。				

専攻科：高等専門学校または短期大学を卒業した者。専修学校の専門課程を修了し、学校教育法の規定により大学に編入学できる者。外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者。

4 在学生の状況(平成 16 年 5 月 1 日現在)

区分	男子	女子	在学生数
本科	56 人(13.9%)	346 人(86.1%)	402 人
専攻科	8 人(16.0%)	42 人(84.0%)	50 人
合計	64 人(14.2%)	388 人(85.8%)	452 人

5 教職員体制(平成 16 年 5 月 1 日現在)

(1) 教員 専任教員 37 人、非常勤講師 36 人 計 73 人

(2) 事務局 1 部 2 課 4 係 職員 18 人、非常勤職員 12 人、臨時職員 4 人 計 34 人

6 志願倍率(平成 16 年度)

本科 1.94 倍、専攻科 1.35 倍

7 校地、校舎等

(1) 校舎延床面積 17,650 m²

(2) 校地面積 167,616 m²

参考 札幌市立高等看護学院の概要

1 沿革 昭和 40 年 4 月 札幌市立高等看護学院開校

平成 7 年 10 月 校舎新築移転

2 所在地 札幌市中央区北 11 条西 13 丁目(市立札幌病院に隣接)

3 学科等

(1) 学科名・定員等

課程	学科等	開設年	修業年限	入学定員	収容定員
専門課程	看護科(3 年課程)	平成 40 年 4 月	全日制 3 年	50 人	150 人

(2) 入学資格

学校教育法第 56 条の規定に該当する、大学の入学資格を有する者

4 在学生の状況(平成 16 年 5 月 1 日現在)

男子	女子	在学生数
6 人(4.7%)	123 人(95.3%)	129 人

5 教職員体制

- (1) 教 員 専任教員 13 人、非常勤講師 130 人 計 142 人
 ※学院長(市立病院長)は、専任の教員に含めていない。
- (2) 事務局 職員 3 人

6 志願倍率(平成 16 年度)
 11.04 倍

7 校地、校舎等

- (1) 校舎延床面積 4,473 m²
 (2) 校地面積／ 10,359 m²

8 市立札幌病院

高等看護学院の西側に隣接し、渡り廊下でつながっている。
 同学院学生の主たる臨地実習施設となっている。

概要 [開設時期] 明治 2 年開設

大正 11 年市制施行により市立札幌病院となる。

平成 7 年現在地へ新築移転

[敷地面積] 43,842 m²

[延床面積] 63,102 m²(地下 1 階、地上 10 階)

[病床数] 798 床

[診療科目] 内科(呼吸器内科、消化器内科など)、小児科、外科、整形外科等
 32 診療科

II 大学設備及び組織の概要

事務所等の所在地

施設名等	所在地
本部、デザイン学部	札幌市南区芸術の森 1 丁目
看護学部	札幌市中央区北 1 1 条西 1 3 丁目
サテライトキャンパス	札幌市中央区北 4 条西 5 丁目

資本金の状況

8 2 億 1, 0 4 0 万円

役員の状況(平成 26 年 3 月 31 日現在)

役員の定数は、公立大学法人札幌市立大学定款第 8 条第 1 項の規定により、「法人に役員

として、理事長1人、理事5人以内及び監事2人を置く。」とされている。また、任期も同定款第13条及び公立大学法人札幌市立大学理事の任期等に関する規則第2条の定めるところによる。

役 職	氏 名	任 期	現 職
理事長	蓮見 孝	平成24年4月1日 ～平成28年3月31日	札幌市立大学学長
理事	中村 恵子	平成24年4月1日 ～平成26年3月31日	札幌市立大学副学長・看護学研究科長
理事	横内 龍三	平成24年4月1日 ～平成26年3月31日	㈱北洋銀行取締役会長
理事	山岸 正美	平成24年4月1日 ～平成26年3月31日	㈱マーケティング・コミュニケーション・エルグ代表取締役
理事	橋本 道政	平成24年4月1日 ～平成26年3月31日	㈱札幌市芸術文化財団副理事長
監事	藤田 美津夫	平成24年4月1日 ～平成26年3月31日	弁護士
監事	高松 謹也	平成24年4月1日 ～平成26年3月31日	公認会計士

職員の状況（平成25年5月1日現在）

教員 75人

職員 35人

※ 役員及び非常勤職員並びに臨時職員を除く。

学部等の構成

デザイン学部デザイン学科

看護学部看護学科

助産学専攻科

大学院デザイン研究科 デザイン専攻

大学院看護学研究科 看護学専攻

学生の状況（平成25年5月1日現在）

学生総数	824人
デザイン学部	374人
看護学部	348人
デザイン研究科	32人
看護学研究科	60人
助産学専攻科	10人

設立の根拠となる法規等

地方独立行政法人法、公立大学法人札幌市立大学定款

経営審議会、教育研究審議会

経営審議会（法人の経営に関する重要事項を審議する機関）

平成25年度委員（任期：平成24年4月1日～平成26年3月31日）

氏名	現職
蓮見 孝	理事長・学長
中村 恵子	理事・副学長・看護学研究科長
横内 龍三	理事
橋本 道政	理事
菊嶋 明廣	札幌商工会議所常務理事
福井 知克	財さっぽろ産業振興財団専務理事
秋野 豊明	医療法人溪仁会理事長
花井 秀勝	フュージョン株式会社代表取締役会長
町野 和夫	北海道大学公共政策大学院教授
林 泰男	事務局長

教育研究審議会（札幌市立大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関）

平成25年度委員（任期：平成24年4月1日～平成26年3月31日）

氏名	現職
蓮見 孝	理事長・学長
中村 恵子	理事・副学長・看護学研究科長
山岸 正美	理事
山中 善夫	札幌市教育委員会委員長

平山 妙子	(社)北海道看護協会会長
石垣 靖子	北海道医療大学客員教授
酒井 正幸	デザイン学部長
樋之津 淳子	看護学部長
城間 祥之	デザイン研究科長
スーディ神崎 和代	附属研究所長
中原 宏	附属図書館長
林 泰男	事務局長

施設

校地・校舎、講義室・演習室等の面積

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

区分	校地・校舎		講義室・演習室等	
	校地面積(m ²)	校舎面積(m ²)	総数	面積(m ²)
芸術の森キャンパス	167,617	23,087	53	5,696
桑園キャンパス	18,152	12,367	30	3,132
サテライトキャンパス	178	178	2	152
合計	185,947	35,632	85	8,980

サテライトキャンパスの利用状況

利用目的	学内利用件数	計
セミナー	38	38
会議	94	94 (内訳 会議(学内者のみ) 26 産学連携・会議(学外者を含む) 68)
教育・研究 (研究会・学会を含む)	214	214
その他	57	57
合計	403	403

附属図書館

概要

施設規模

芸術の森キャンパス・ライブラリー … 延べ床面積／1,500 m²

桑園キャンパス・ライブラリー …… 延べ床面積／500 m²

教職員数 (平成 26 年 3 月 31 日現在)

学部別教員数 (単位：名)

学 長	1
副 学 長	1
デザイン学部	36
看護学部	41
合計	79

職位別職員数 (単位：名)

		教授	准教授	講師	助教	助手	計	非常勤講師
デザイン 学部	男	19	4	6	3	0	32	27
	女	0	2	3	0	0	5	12
看護学部	男	1	1	0	0	2	4	32
	女	11	8	10	5	4	38	18
合計		31	15	19	8	6	79	89

職員数 (単位：名)

	事務系	技術・技能系	医療系	その他	計
男	24	2	0	0	26
女	51	3	0	0	54
合計	75	5	0	0	80

学生定員及び学生数 (平成 25 年 5 月 1 日現在)

学生定員

(単位：名)

学部	入学定員	3 年次編入学定員	総定員
デザイン学部	85	10	355
看護学部	80	10	340
合計	165	20	695

学生数

(単位：名)

学部	学年	男女別		計
		男	女	
デザイン学部	1 学年	17	71	88
	2 学年	30	63	93
	3 学年	25	69	94
	4 学年	26	73	99
看護学部	1 学年	7	75	82
	2 学年	10	77	87
	3 学年	7	83	90
	4 学年	13	76	89
助産学専攻科		0	10	10
合計		135	597	732

研究科	学年	男女別		計
		男	女	
デザイン研究科 博士前期課程	1 学年	4	6	10
	2 学年	7	9	16
看護学研究科 博士前期課程	1 学年	2	15	17
	2 学年	6	29	35
合計		19	59	78

研究科	学年	男女別		計
		男	女	
デザイン研究科 博士後期課程	1 学年	1	1	2
	2 学年	2	2	4
	3 学年	-	-	-
看護学研究科 博士後期課程	1 学年	1	2	3
	2 学年	1	4	5
	3 学年	-	-	-
合計		5	9	14

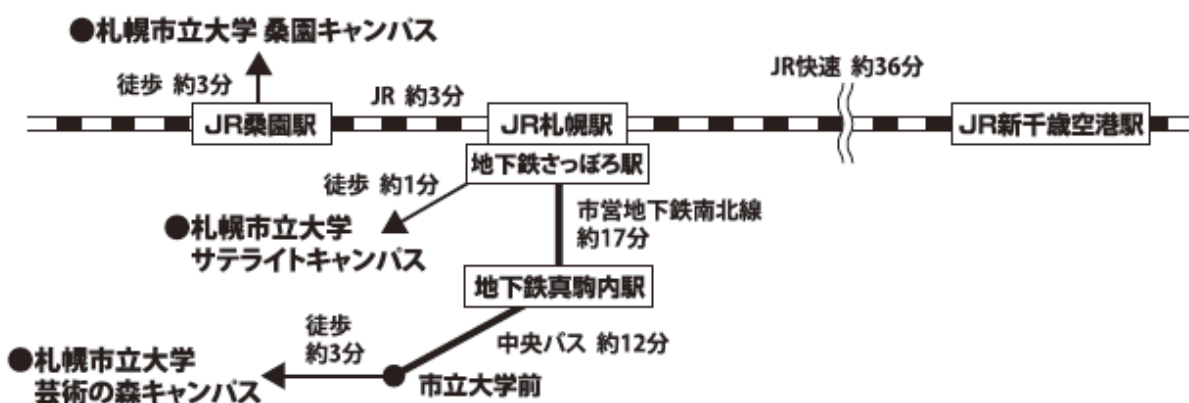
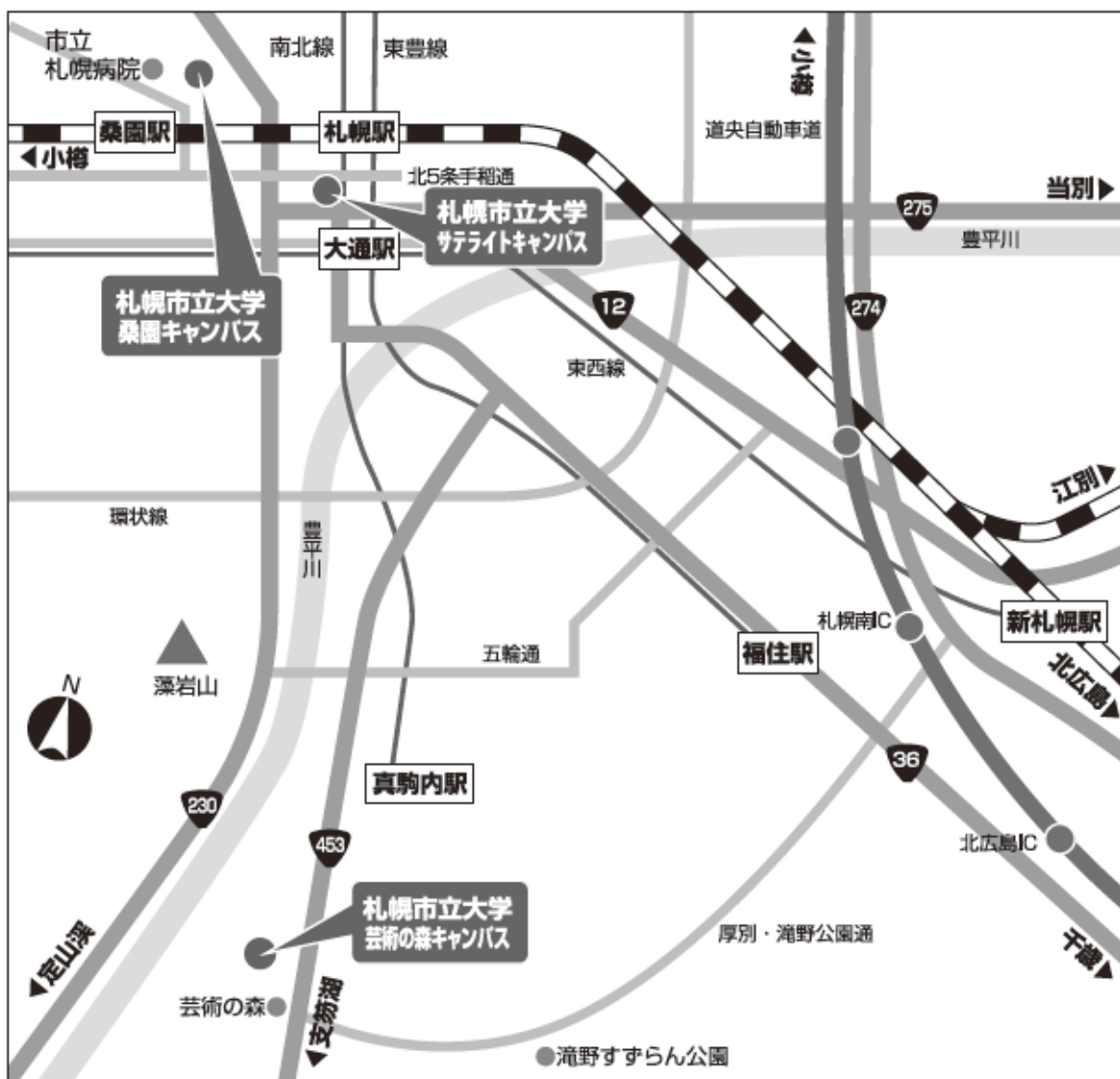
科目等履修生・聴講生・研究生

(単位：名)

学部	科目等履修生	聴講生	研究生	計
デザイン学部	0	0	1	1
看護学部	1	1	0	2
合計	1	1	1	3

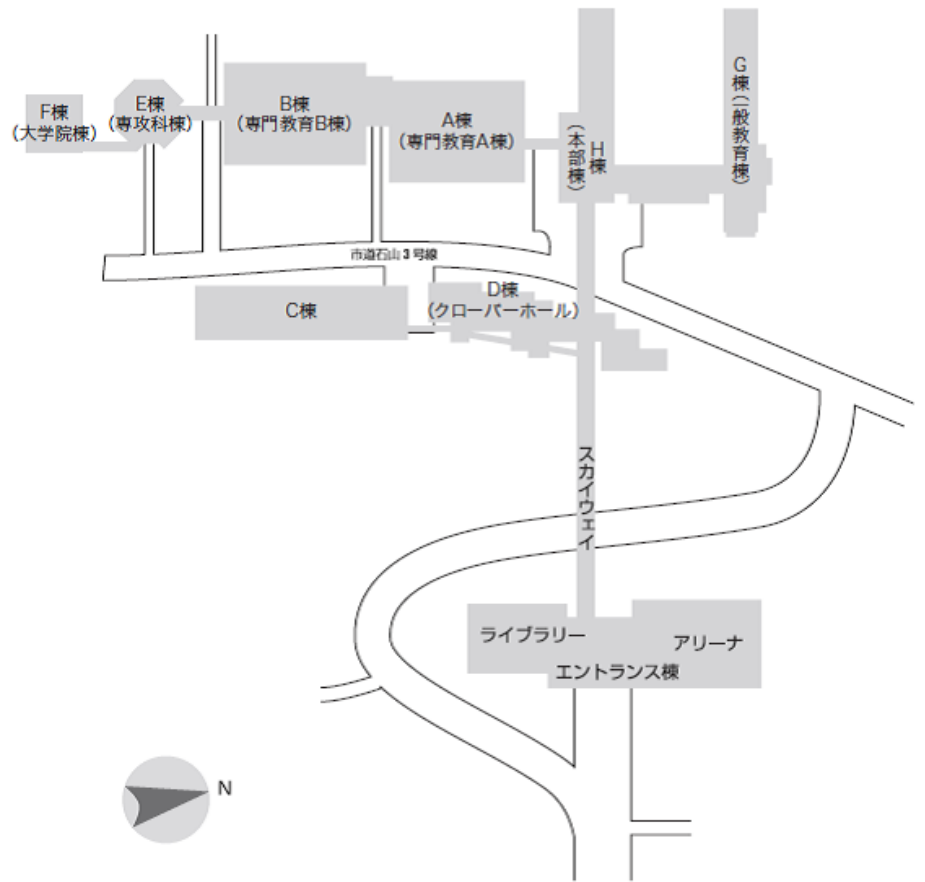
学部	科目等履修生	聴講生	研究生	計
デザイン研究 科	1	0	4	5
看護学研究科	3	1	3	7
合計	4	1	7	12

【2-3-II-図表1 アクセスマップ・交通案内】

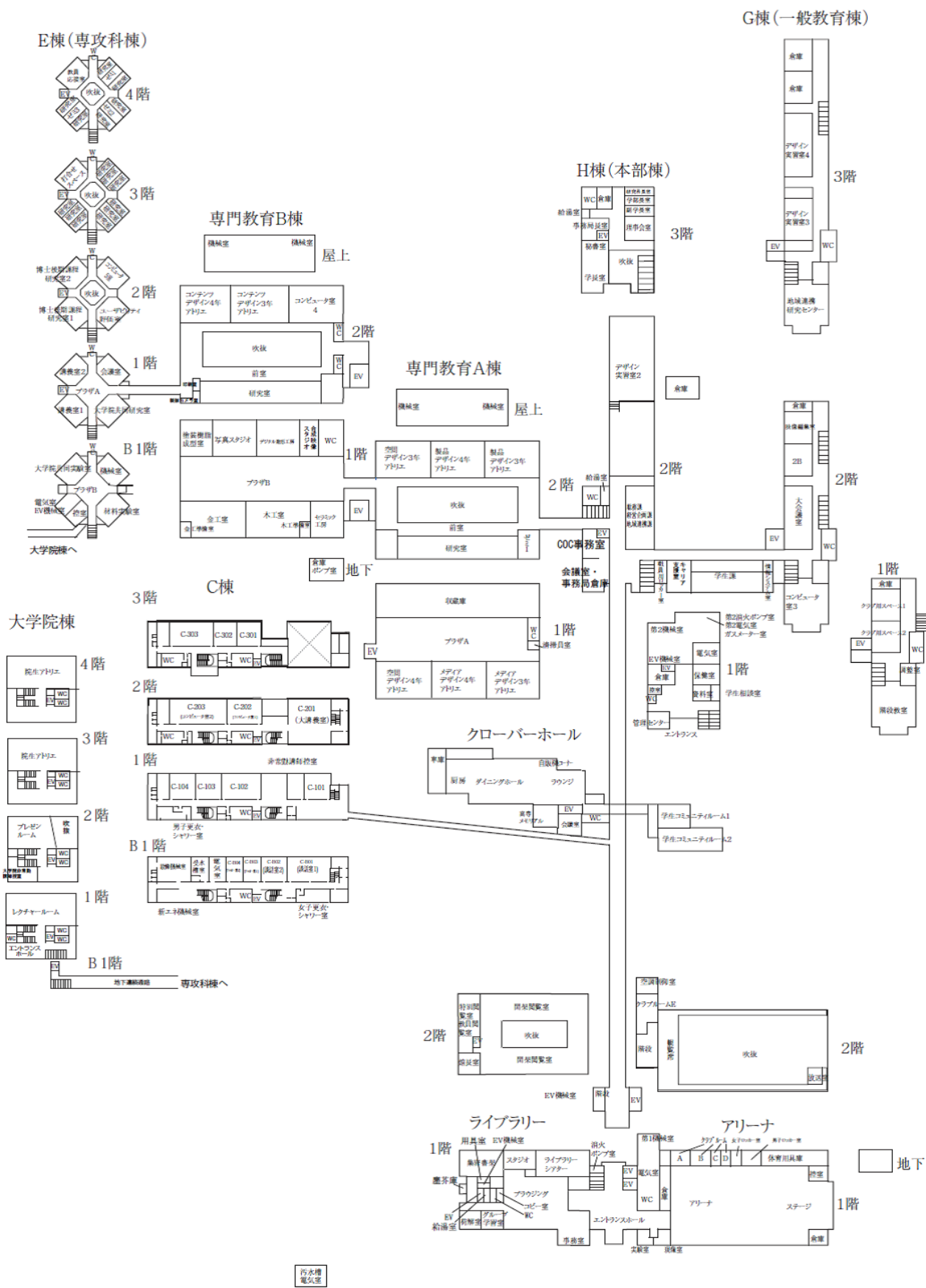


【2-3-II-図表2 芸術の森キャンパスの施設配置図・校舎配置図】

芸術の森キャンパス

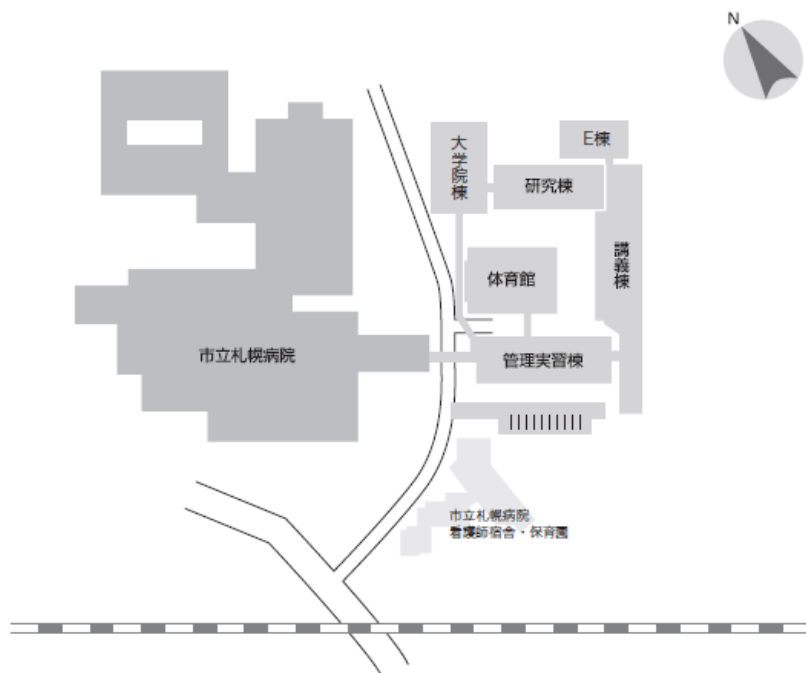


【2-3-II-図表3 芸術の森キャンパス 〈校舎配置図〉】

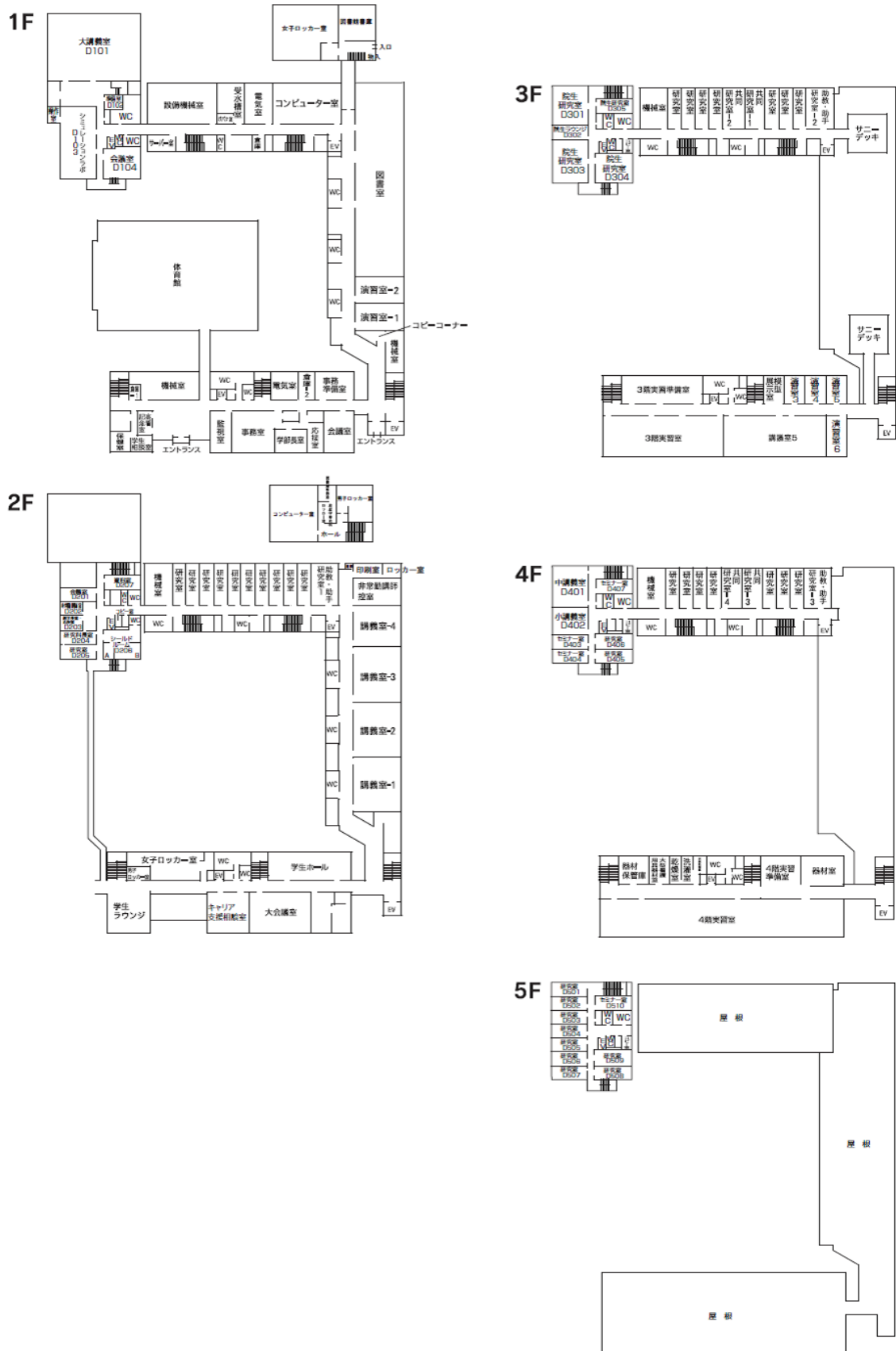


【2-3-II-図表4 桑園キャンパスの施設配置図・校舎配置図】

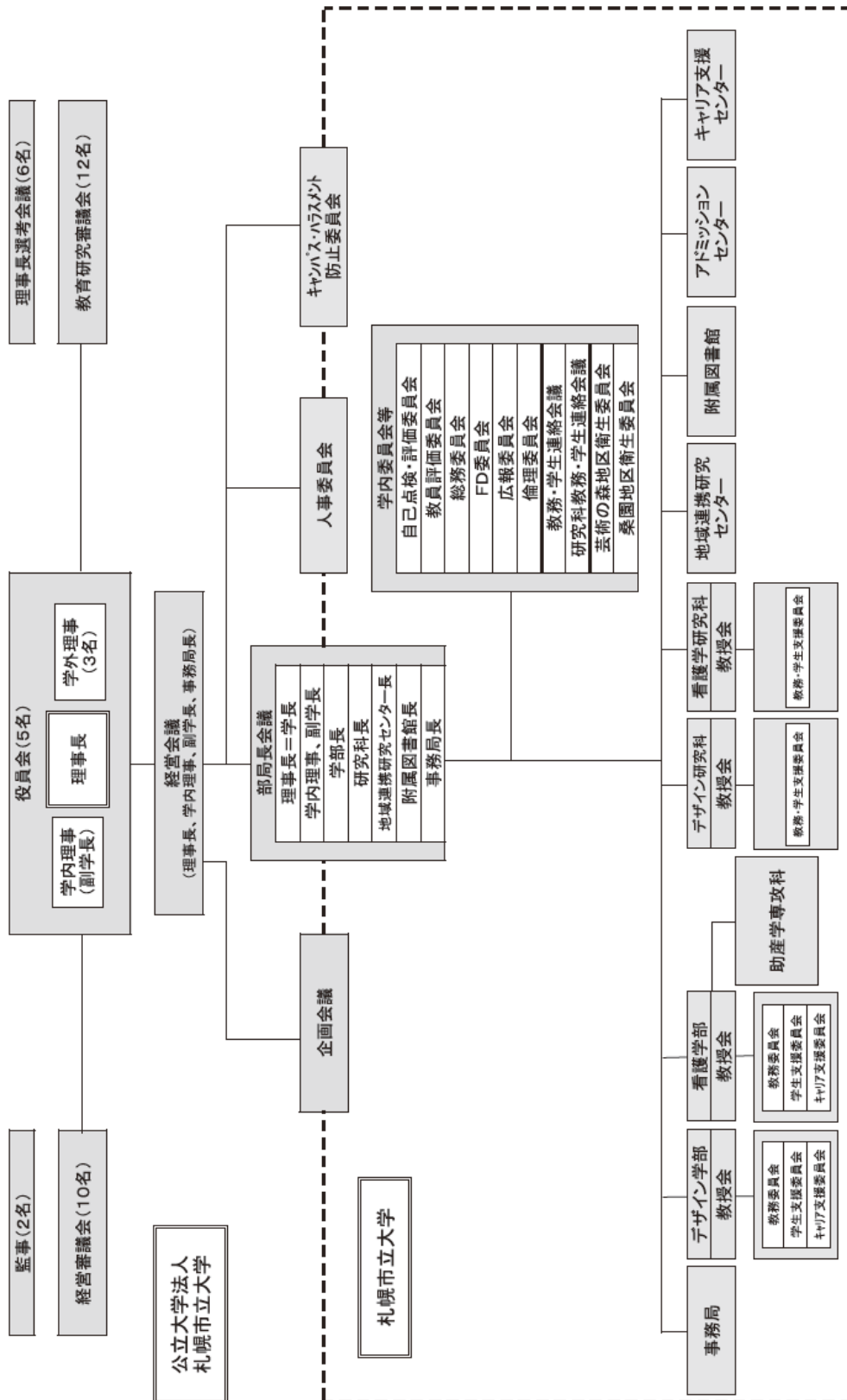
桑園キャンパス



【2-3-II-図表5 桑園キャンパス〈校舎配置図〉】



【2-3-II-図表6 2013年度(平成25年度)公立大学札幌市立大学 組織図】



Ⅲ 各学部の概要

1 デザイン学部の概要

(1) 教育目的

デザイン学部では、次のような人材の育成を目的とされる。

① 幅広いデザイン能力を持った人材の育成

デザインの基礎的な理論や技術について幅広く教育を行い、高度な職業人に必要なデザイン能力を持った人材を育成する。

② 人間中心の視点に立ったデザインに取り組める人材の育成

造形の基盤となる芸術的要素に機能の基盤となる工学的要素を融合させ、人にやさしいデザインや使いやすいデザインなど、人間中心の視点に立ったデザインに取り組むことのできる人材を育成する。

③ 地域社会に貢献できる人材の育成

時代や社会の要請を的確に捉えた教育研究に取り組むとともに、地域産業や芸術・文化の振興を始め、都市機能や都市景観の向上など、まちづくり全体に幅広く貢献する人材を育成する。

(2) 育成する人材像

札幌市においては、IT産業に代表される札幌の産業特性に対応したデザイン分野や、積雪寒冷という札幌の気候風土に着目したデザイン分野など、地域社会に密着した産業の振興への取組が特に重要視されており、こうした取組に対応できる幅広いデザイン能力を持った職業人が求められており、デザイン学部では、そうした社会の人材需要にこたえとともに、教育目的を達成するため、次の能力を備えた人材を育成するとされる。

① 多様なコミュニケーション能力

的確に意思疎通を図り、豊かな人間関係を形成することができる能力のほか、海外とのコミュニケーションに必要な実用的な英語能力、高度情報化社会に不可欠な情報処理能力を養う。

② 課題探求能力と問題解決能力

社会の課題やニーズを自ら探求する能力と、その問題をデザインによって解決することのできる能力を養う。

③ デザインの基礎となる表現力

豊かな感性を涵養するとともに、創造的な発想と豊かな表現力を養う。

④ 人間や環境に配慮したデザイン思考能力

人間にとって使いやすいデザインや環境への負荷に配慮したデザインを行う能力を養う。

⑤ 新たな価値を発見する柔軟な発想力

固定観念にとらわれず、さまざまな視点からデザインに取り組むことのできる柔軟な発想を養う。

⑥ 企画力や管理・運営能力

デザインを実践的に活用することのできる企画力や管理・運営能力を養う。

2 看護学部の概要

(1) 教育目的

看護学部では、看護職として活躍する次のような人材の育成を目的とされる。

① 的確な実践力を有する人材の育成

看護は、看護の理論や意識を基盤として看護実践を通して研鑽を重ねつつ、専門性を深める学問である。

高度・専門化する医療、多様化する看護ニーズに対応するためには、緻密な観察に基づく的確な判断能力と技術力、さらにこれらを基盤とした問題解決能力が求められる。また、人々がより高い水準の健康を維持・獲得するためには、科学的根拠に基づいた専門的知識・技術を用いて、自立的にケアを推進する実践的な援助能力が求められる。

このため、あらゆる健康レベルや場において、人々が快適で安全に安心して生活できるよう、理論・知識・根拠に基づき的確に看護を実践できる技術と能力を有する看護職を育成する。

② 人間性を尊重した対人関係形成能力を備えた人材の育成

看護の援助過程は、看護職と看護を必要とする人との人間関係形成により進行するものである。看護職は、人間の尊厳を重視し、安心感を与える態度・態様が求められるとともに、看護行為を実施する上では、すべての人に対する人権の擁護と倫理的判断ができるように常に志向することが肝要である。

また、医療施設における看護はもとより、福祉施設や在宅における看護、地域における看護など、看護職に求められる能力、期待される役割が増大しているとともに、高度化する医療は、さまざまな職種の医療従事者を必要としており、看護職や他の従事者と連携・協働し、対象である人間を中心とする視点に立った医療・看護を提供することが重要である。

このため、対象あるいは医療従事者間との意思疎通を図り、対人関係の形成のために、身体的側面だけではなく、心理的、社会的側面から人間を理解し、幅広い教養を基盤として豊かな人間性と倫理観を備えた看護職を育成する。

③ 地域社会に貢献できる人材の育成

市民の健康に対するニーズの増大や価値観の多様化などに伴い、看護職に対する需要は増大、複雑化してきており、本学では、このような地域の看護需要に対応することが必須になる。

このため、保健・医療・福祉などの学びに加えて、幅広い分野・職種と連携し、創造的、主体的に学習することで、積極的な地域社会における市民の健康の保持増進に貢献できる人材を育成する。また、看護職に対する需要は、それぞれの地域ごとにことになっており、札幌市はもとより、北海道内あるいは全国的な視点から、看護の発展に寄与する看護職を育成する。

(2) 育成する人材像

札幌市には、多くの高度・専門的医療機関が立地し、北海道における高度、先進的医療技術の中核的役割を担っている。少子高齢化が急速に進行し、さらに、独居老人世帯数、高齢夫婦世帯数も増加しており、このような社会情勢に的確に対応した看護職が求められている。このため、看護学部では、医療機関における高度・専門的医療を担う看護職を育成することはもとより、在宅の高齢者等に対する看護、保健指導など地域の看護需要に対応できる看護職を育成することとし、こうした社会の人材需要の充足と教育目的を達成するため、次の能力を備えた人材の育成を目的とされる。

① 対人関係形成能力

豊かな人間性と倫理的判断力を備え、安心感を与える的確な意思疎通により対人関係を形成できる能力を養う。

② 権利擁護・安全なケア提供能力

さまざまな健康レベル、あらゆる発達段階、さまざまな場において、対象の権利を擁護し、安全なケアを提供できる能力を養う。

③ 的確な判断能力と問題解決能力に基づく看護実践技術力

緻密な観察と科学的知識に基づく的確な判断能力と問題解決能力を培い、これらを基盤とした看護実践技術力を養う。

④ 医療従事者間における調整・指導のための基礎的能力

看護対象者の視点から保健・医療・福祉を追求し、各分野における看護の専門性と役割を認識の上、医療従事者間の調整や指導的役割を担うための基礎的な能力を養う。

⑤ 課題解決力を高めるための自己研鑽能力

主体的・創造的に課題探求に取り組み、解決する力を高めるために継続的に自己研鑽できる能力を養う。

3 デザイン研究科の概要

(1) 教育目的

【博士前期課程】

デザイン研究科は地域社会全体に内在する様々な課題に対してデザインによる解決策を教育・研究することにより、高度で専門的なデザイン能力を持った職業人の育成を目指し、産業、芸術・文化等の振興、地域再生、活性化などの貢献を果たすことを目的としている。

【博士後期課程】

自立した研究者として独創的な視点から社会課題を発見するとともに、深く研究に取り組み、デザイン分野における学術理論及び技能の高度化の追及を通じて、社会への貢献を果たすことを目的としている。

(2) 育成する人材像

【博士前期課程】

- ① 屋内外の様々な空間を対象とする空間デザイン分野において、人間の生活や自然環境に配慮しつつ、建築デザインや環境デザインに関する高度なデザイン能力を有する人材。
- ② 人間生活に欠かせない多様な製品並びにそれを支えるインタフェース（操作性）について、人間中心の生活システムとしての製品やそのインタフェースをデザインできる高度なデザイン能力を有する人材。
- ③ 人々の豊かなコミュニケーション活動を支えるコンテンツの制作と、多様なコンテンツのメディア展開を企画・構築し、運営に至るプロセスをプロデュースできる高度なデザイン能力を有する人材。

【博士後期課程】

- ① デザインを通じた組織構築や質改善のためのシステム開発を実践し、組織において指導的立場となり得る人材。
- ② 自立して研究活動を行い、デザインの学問的体系を構築できる人材。

4 看護学研究科の概要

(1) 教育目的

【博士前期課程】

広い視野に立って看護学の基盤を学修した個々人の専門性及び学識を深めつつ、看護学を発展させることのできる研究者・教育者や様々な形態での看護の実践及び幅広く地域社会に貢献できる高度で専門的な人材を育成することを目的としている。

【博士後期課程】

自立した研究者として、様々な看護現象に対して深く研究に取り組み、看護の枠組みの再構築やシステム開発、技術開発などを行い、看護分野における学術理論及び技能の高度化の追求を通じて、社会への貢献を果たすことを目的としている。

(2) 育成する人材像

【博士前期課程】

- ① 保健・医療の中核を担う高度臨床看護実践者の育成（専門看護師を含む）
- ② 総合的に看護ケアをマネジメントする看護管理者の育成
- ③ 地域や在宅において健康な生活と福祉の向上に率先して貢献する看護職の育成
- ④ 看護の未来を創造・開拓する看護研究者、看護教育者の育成
- ⑤ 看護技術の開発及び評価能力を備える人材の育成
- ⑥ 幅広い視野のもとで新しい看護システムや制度の開発に資する人材の育成

【博士後期課程】

- ① 看護学の基礎研究・応用研究に自立的に取り組み、人材育成システムの検証・提言ができる研究者、開発者
- ② 確かな知識や技術、倫理観を基盤として、看護職者を志す人々に質の高い教育を実現し、さらに新たな教育制度や方法、カリキュラム等の創出に寄与できる教育者
- ③ 看護現象の分析・評価を通じて、看護システムをグローバルに構築・変革し、自ら行動する高度専門職業人及び看護管理者を養成・指導できる教育者・管理者

5 助産学専攻科の概要

（１）教育目的

札幌市立大学の理念である「人間重視を根幹とした人材の育成」と「地域社会への積極的な貢献」を基盤に、各種助産技術能力の正確な修得を目指し、次のような教育を目的とする。

- ① 助産師に必要な基本的かつ高度な知識が修得できる。
- ② 助産師に必要な基本的かつ正確な助産技術が修得できる。
- ③ 助産師に必要な知識と技術を統合し、助産ケアが実践できる。

（２）育成する人材像

北海道、札幌においては、需給見通しで助産師の不足が見込まれる一方、産科医師の減少などにより、助産師の需要がさらに増加する可能性がある。また、少子高齢化が急速に進行する中で、より一層で安全で安心な分娩介助が求められるとともに、思春期や更年期への相談など、助産師が担う役割は広範化・高度化する傾向にある。

このため、助産学専攻科においては、次のような人材の育成を目的とする。

- ① 助産に関する幅広く、高度な知識と正確な技術を有する助産師
- ② 地域社会における母子健康の向上に貢献できる助産師
- ③ 人間性豊かな助産師

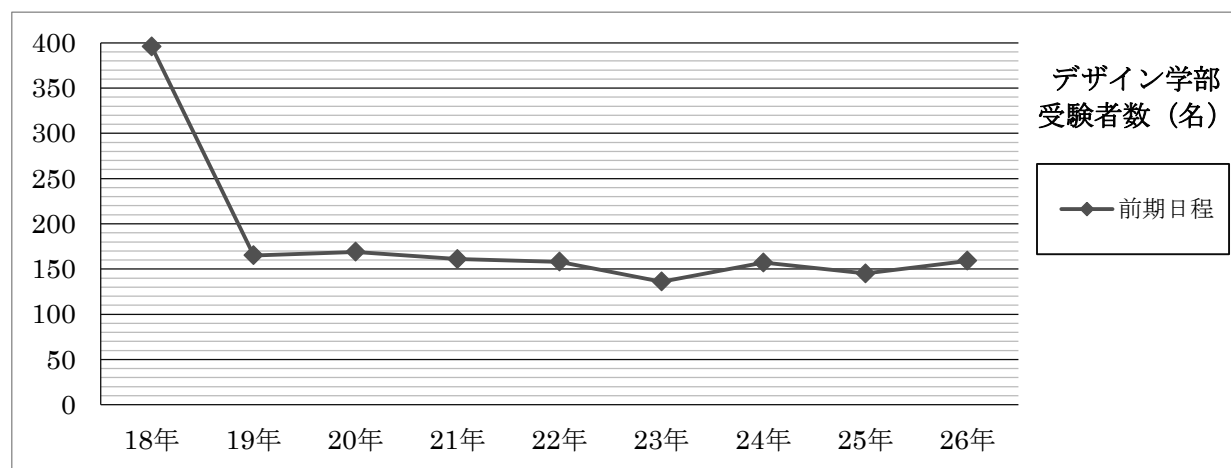
6 各学部の志願者数及び倍率の状況

(1) デザイン学部

開学当初は、受験者数が多かったが、前期日程の受験者数は160名前後で落ち着いてきた。前期日程一般選抜試験は大学入試センター試験によって選抜され、個別学力検査では実技試験か小論文試験の選択となっている。就職率の高さと学費の安さが大学選択で有利となっている。

【2-3-III-図表1 デザイン学部の前期一般受験者数とグラフ】

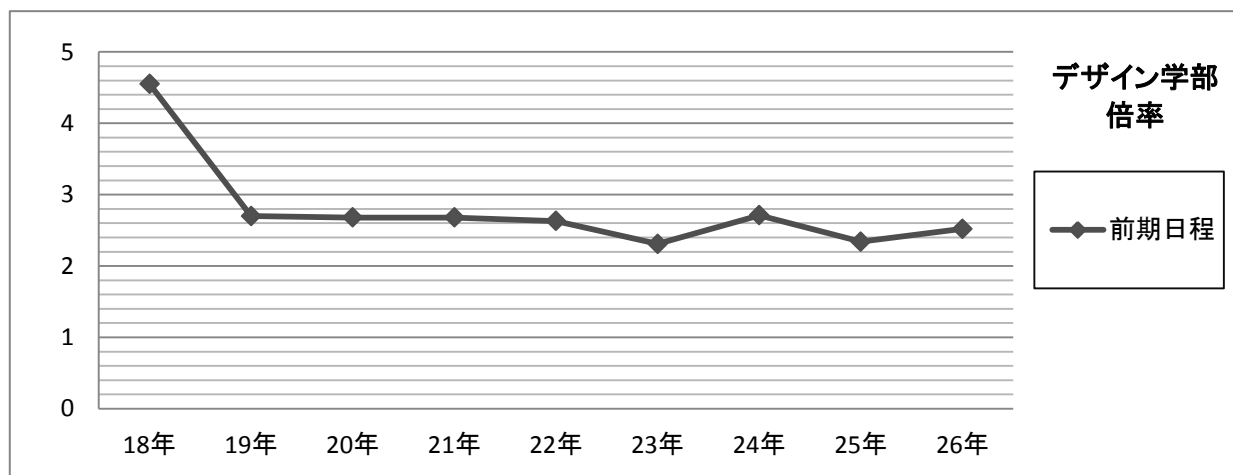
選抜区分		受験者数(名)								
		18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
一般選抜	前期日程	396	165	169	161	158	136	157	145	159



(包括外部監査人作成資料)

【2-3-III-図表2 デザイン学部の前期一般入試倍率とグラフ】

選抜区分		倍率(受験者/合格者)								
		18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
一般選抜	前期日程	4.55	2.7	2.68	2.68	2.63	2.31	2.71	2.34	2.52



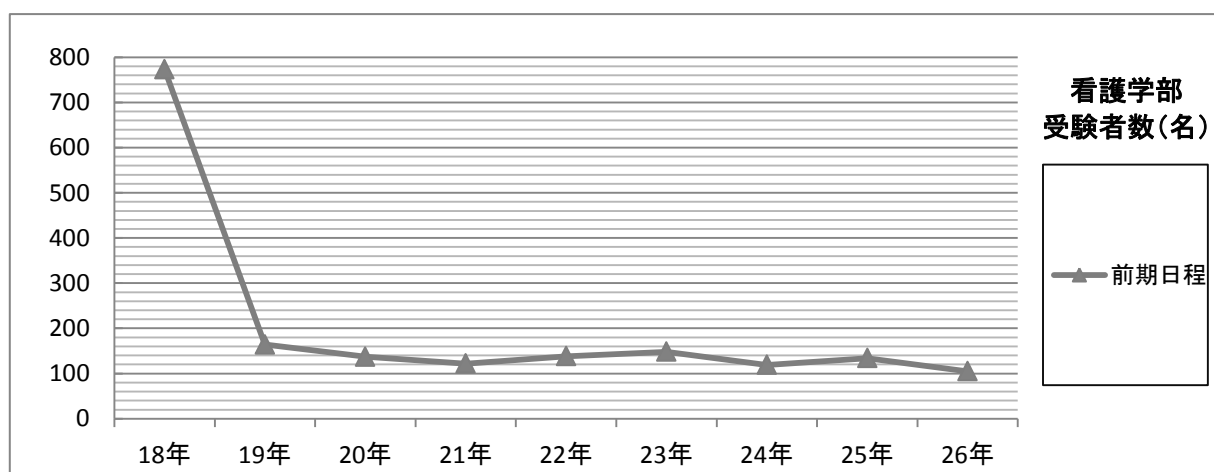
(包括外部監査人作成資料)

(2) 看護学部

看護学部も開学当時は、受験者数が多かったが、その後、前期日程の受験者数は減少傾向にある。前期日程一般選抜試験は大学入試センター試験で選抜され、個別学力検査は面接を行っている。今後、看護学部の設置が各大学で増加しており、少子化の影響も予想されるため大学間の競争が激しくなるものと考えられる。

【2-3-III-図表3 看護学部の前期一般受験者数とグラフ】

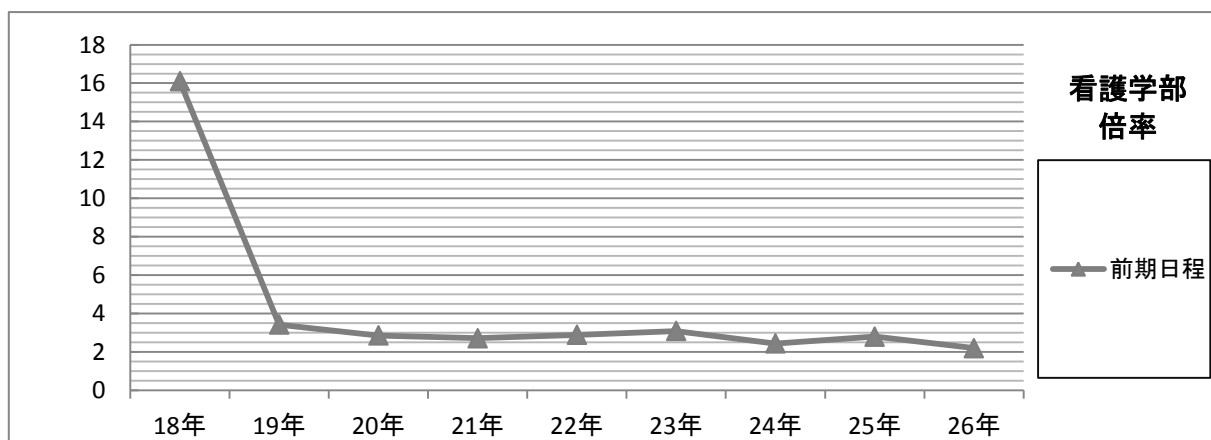
選抜区分		受験者数(名)								
		18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
一般選抜	前期日程	773	164	137	122	138	148	119	134	105



(包括外部監査人作成資料)

【2-3-III-図表4 看護学部の前期一般入試倍率とグラフ】

選抜区分		倍率(受験者/合格者)								
		18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
一般選抜	前期日程	16.1	3.42	2.85	2.71	2.88	3.08	2.43	2.79	2.19



(包括外部監査人作成資料)